

答申第 941 号

諮問第 1623 号

件名：わいせつ物に関する裁判の判例、判決の解説が記載されている文書等の  
不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 4 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が別表の 3 欄に掲げる日付けで行った不開示決定の取消しを求めるといものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。  
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

### 3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、本件開示請求に係る 11 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれも不存在を理由として不開示決定をしたものであり、異議申立ての趣旨及び理由も同一であることから、実施機関は、当該 11 件の異議申立てを併合することとしたものである。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関の不開示理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件請求対象文書について

別表の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 以下も同様とする。）から請求 11 までの 11 件の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項は、それぞれ同表の 4 欄に掲げるとおりである。本件開示請求に係る開示請求書には、「社会活動推進課に対する開示請求」又は「国際課に対する開示請求」との記載があり、県民生活部社会活動推進課（当時。以下「社会活動推進課」という。）又は地域振興部国際課（当時。

以下「国際課」という。)において管理する、各開示請求の内容に係る文書を求める趣旨であると解される。

なお、本件諮問に係る異議申立てには、地域振興部国際課多文化共生推進室(当時。以下「多文化共生推進室」という。)において不開示決定を行っていたものについて、平成27年4月1日に社会活動推進課の課内室へと組織変更があったため、社会活動推進課から諮問したものが含まれる。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 社会活動推進課がつかさどる事務について

社会活動推進課(多文化共生推進室を含む。以下同じ。)がつかさどる事務は、本件開示請求の当時に適用されていた愛知県行政組織規則(昭和39年愛知県規則第21号)の規定の定めるところによる。本件開示請求の当時に社会活動推進課において所掌していた事務であれば、社会活動推進課において当該事務を遂行していたこととなるため、当該事務に係る文書を作成又は取得する可能性があると考えられる。

イ 社会活動推進課において請求の内容に係る事務を所掌していないものについて(請求1から請求3まで、請求4の①、請求9及び請求11)

これらの開示請求に係る文書は、「開示請求人の本音を知るために開示請求人の言動を収集することができる人の氏名がわかる文書」等、いずれの課室等においても事務として遂行することが想定されないことから作成することが考えられない文書が請求されているものであるか、又は、社会活動推進課に対して、わいせつ物に関する裁判の判例、判決の解説が記載されている文書、教員の児童生徒に対する暴力の事件に関する文書を請求するもの等、社会活動推進課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、社会活動推進課に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるかのいずれかである。

したがって、社会活動推進課において事務を遂行する上で作成又は取得する必要がないことから、社会活動推進課がそれぞれの請求の内容に係る文書を作成又は取得することはない。

念のため、社会活動推進課において、それぞれの請求の内容に係る文書を探索したが、やはり存在しなかった。

ウ 社会活動推進課において請求の内容に係る事務を所掌していたものについて(請求4の②から④まで、請求5から請求8まで及び請求10)

これらの開示請求に係る文書は、本件開示請求の当時に社会活動推進課の所掌していた事務に係るものであると解されることから、社会活動推進課において作成又は取得する可能性があると考えられるものではあるが、次に掲げる理由により、それぞれの請求の内容に係る文書は存在しない。

(ア) 請求4の②から④まで

a 請求4の②

当該請求は、外国人と日本人とのトラブルの件数及び内容に関するものであるが、これらのトラブルについては、多文化共生推進室から国際交流の推進を図ることを目的として運営費の補助を行っている法人である公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「愛知県国際交流協会」という。）において相談窓口を設けていることから、多文化共生推進室においてこれらのトラブルに関する相談を受けることはなく、また、個別の相談記録について愛知県国際交流協会から提出を受けることもない。よって、当該請求に係る文書を作成又は取得することはない。

b 請求 4 の③及び④

当該請求は、多文化ソーシャルワーカーに関するものであるが、多文化ソーシャルワーカーについては、愛知県国際交流協会において相談窓口業務等を行っているものの、多文化ソーシャルワーカーから愛知県に対して働きかけが行われることはなく、愛知県内の他の自治体における多文化ソーシャルワーカーの雇用状況の把握もしていない。よって、当該請求に係る文書を作成又は取得することはない。

(イ) 請求 5 及び請求 6

これらの請求は、新あいち多文化共生推進プランに関して平成 23 年度、平成 25 年度及び平成 26 年度に多文化共生推進室が愛知県の関係各課から入手した文書に係るものであるが、当該プランは多文化共生推進室において平成 24 年度から作成に着手したものであり、平成 23 年度においては当該プランの作成に着手していないため、これらの文書を入手することはない。

また、平成 25 年度及び平成 26 年度においては、当該プランの作成のために多文化共生推進室から関係各課に照会の文書を送付しているが、請求 6 に係る開示請求書に記載されている各課からは、書面による回答を得ていない。なお、当該各課以外の課については、照会に対して書面による回答を得たものもあるが、それらの書面については、別途特定して開示決定等を行っており、回答を得ていない課に係るものについてのみ不存在による不開示決定を行ったものである。

よって、これらの請求に係る文書を作成又は取得することはない。

(ウ) 請求 7

当該請求は、愛知県青少年保護育成条例に基づき実施している事業に関するものであるが、同条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することを目的とし、当該行為の禁止等について定めたものであって、同条例に基づき事業を実施することはないため、当該請求に係る文書を作成又は取得することはない。

(エ) 請求 8

当該請求は、平成 26 年度に社会活動推進課長が社会活動推進に関して書面により報告を受けた内容に係る文書に関するものであるが、平成 26 年度に社会活動推進課長は社会活動推進に関する報告書の提出を受けていないことから、当該請求に係る文書を作成又は取得することはない。

(オ) 請求 10

当該請求は、青少年健全育成の定義に関するものであるが、「青少年健全育成」という文言は、特に定義の必要のない一般化された文言であり、実際に「青少年健全育成」の定義の定めはないことから、当該請求に係る行政文書を作成又は取得することはない。

エ まとめ

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、別表の 3 欄に掲げる日付けで不開示（不存在）決定をしたものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

### (2) 本件異議申立てについて

本件は、特定の異議申立人からの大量の異議申立てのうち、社会活動推進課に対する請求に対して不存在決定がなされたものに対する異議申立てが併合されたものであるところ、前記 4 のとおり、実施機関により、大量にある請求の内容について、その性質ごとにまとめたうえで不開示理由を整理されていることから、当審査会においても、その整理を踏まえて以下判断する。

### (3) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した不開示理由説明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、社会活動推進課において管理する別表の 4 欄に掲げる行政文書であると解される。

### (4) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関が社会活動推進課において請求の内容に係る事務を所掌していないと整理したものについて

(ア) 実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求 1 から請求 3 まで、請求 4 の①、請求 9 及び請求 11 に係る文書については、いずれの課室等においても事務として遂行することが想定されないことから作

成ることが考えられない文書が請求されているものであるか、又は、社会活動推進課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、社会活動推進課に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるかのいずれかであるとのことである。

(イ) そこで、当審査会において検討したところ、これらの請求のうち、請求3を除く請求については、社会活動推進課において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、社会活動推進課に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであるという主張は合理的であると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) また、請求3については、当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、請求3に係る文書は、開示請求を行った者に対する開示の実施の際に、その内容を記録した書面と解されるが、開示の実施は、開示請求者に対象行政文書を閲覧させ、又は写しを交付することによって行われるものであって、その際に対象行政文書の内容について補足説明をすることはあるが、特段記録を作成する必要はないとのことである。

このことからすれば、請求3に係る文書を作成又は取得することはないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

さらに、実施機関によれば、念のため、社会活動推進課において、請求3に係る文書を探索したが、存在しなかったとのことである。

(エ) 以上のことからすれば、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 実施機関が社会活動推進課において請求の内容に係る事務を所掌していたと整理したものについて

(ア) 請求4の③について

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求4の③に係る文書については、多文化ソーシャルワーカーは、愛知県国際交流協会において相談窓口業務等を行っているものの、多文化ソーシャルワーカーから愛知県に対して働きかけが行われることはないとのことである。

そこで、当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、平成24年度から平成26年度までに、多文化ソーシャルワーカーから社会活動推進課に対して働きかけが行われたことはなく、また、社会活動推進課において多文化ソーシャルワーカーが愛知県に働きかけた内容が記載されている文書を取得することもないとのことであることか

らすれば、当該請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(イ) 請求 8 について

実施機関によれば、当該請求は、平成 26 年度に社会活動推進課長が社会活動推進に関して書面により報告を受けた内容に係る文書に関するものであるが、平成 26 年度に社会活動推進課長は社会活動推進に関する報告書の提出を受けていないことから、当該請求に係る文書を作成又は取得することはないとのことである。

当審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、本件開示請求の際、開示請求者である異議申立人から、図書館において閲覧制限のある書籍に関する当該図書館と社会活動推進課職員とのやりとりに関して、社会活動推進課長が報告を受けた内容が記載されている文書を請求する旨聞き取ったため、本件請求対象文書を当該文書であると解したとのことである。そして、そのような文書はなかったため、不存在を理由として不開示決定を行ったとのことであり、このことからすれば、実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(ウ) 請求 4 の②及び④、請求 5、請求 6、請求 7 並びに請求 10 について

当審査会において検討したところ、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

請求 8 について、実施機関は、開示請求者に聞き取った内容から請求内容の確認を行っているが、そのような確認を行ったのであれば、開示請求書にその内容を記載すべきであり、今後はそのような対応が望まれる。

別表

| 1 請求   | 2 異議申立て<br>年月日      | 3 不開示決定                                 | 4 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項   |
|--------|---------------------|---|---|
| 1      | 平成 26 年 9 月<br>22 日 | 平成 26 年 9 月<br>19 日付け 26 社<br>活第 1661 号 | 社会活動推進課に対する開示請求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・わいせつ物に関する裁判の判例、判決の解説が記載されている文書</li> <li>・公的機関においてわいせつ物が展示されたことが記載されている文書</li> <li>・警察から公的機関がわいせつ物を展示したと指摘された場合で、公的機関が憲法に保障されている表現の自由を根拠に、警察の指摘を拒否し、わいせつ物の展示を継続したことが記載されている文書</li> <li>・警察から公的機関がわいせつ物を展示したと指摘された場合で、公的機関が指摘を受け入れたことが記載されている文書</li> <li>・公的機関がわいせつ物でない芸術作品の一部を隠して、展示したことが記載されている文書</li> <li>・公的機関において、わいせつ物の展示をする場合の留意事項が定めてある文書</li> <li>・芸術性の高いわいせつ物の取り扱いについて定めてある文書</li> <li>・芸術性の高いことを理由としてわいせつ物であっても、展示が可能である場合の条件が記載されてある文書</li> <li>・わいせつ物の判断基準が記載されている文書</li> <li>・わいせつ物が青少年に悪い影響を与えるとの見解が記載されている文書</li> </ul> |
| 2      | 平成 26 年 9 月<br>29 日 | 平成 26 年 9 月<br>25 日付け 26 社<br>活第 1692 号 | 社会活動推進課に対する開示請求<br>開示請求人の本音を知るために開示請求人の言動を収集することができる人の氏名がわかる文書  |
| 3      | 平成 26 年 9 月<br>29 日 | 平成 26 年 9 月<br>25 日付け 26 社<br>活第 1693 号 | 社会活動推進課に対する開示請求<br>行政文書開示請求人との面談記録<br>平成 25 年度 平成 26 年度   |
| 4<br>① | 平成 27 年 3 月<br>27 日 | 平成 27 年 3 月<br>20 日付け 26 国<br>際第 697 号  | 国際課に対する開示請求 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22 年度～H26 年度 日本人の子どもであつて、教育を受ける権利を行使できない事例が記載されている文書</li> </ul>   |

|   |                  |                                 |   |
|---|------------------|---------------------------------|---|
| ② |                  |                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・H22年度～H25年度 外国人と日本人県民とのトラブルの件数とトラブルの内容が記載されている文書</li> </ul>   |
| ③ |                  |                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・H24年度 H25年度 H26年度 多文化ソーシャルワーカーが愛知県に働きかけた内容が記載されている文書</li> </ul>   |
| ④ |                  |                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化ソーシャルワーカーを雇用している愛知県内の自治体名がわかる文書</li> </ul>   |
| 5 | 平成 27 年 3 月 27 日 | 平成 27 年 3 月 20 日付け 26 国際第 698 号 | <p>国際課に対する開示請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H23年度 義務教育課から入手した文書(新あいち多文化共生推進プランに関係するもの)</li> <li>・H23年度 高等学校教育課から入手した文書(新あいち多文化共生推進プランに関係するもの)</li> <li>・H23年度 生涯学習課から入手した文書(新あいち多文化共生推進プランに関係するもの)</li> <li>・H23年度 教育企画課から入手した文書(新あいち多文化共生推進プランに関係するもの)</li> <li>・H23年度 県営住宅管理室から入手した文書(新あいち多文化共生推進プランに関係するもの)</li> <li>・H23年度 建設企画課から入手した文書(新あいち多文化共生推進プランに関係するもの)</li> <li>・H23年度 農林政策課から入手した文書(新あいち多文化共生推進プランに関係するもの)</li> <li>・H23年度 産業労働政策課から入手した文書(新あいち多文化共生推進プランに関係するもの)</li> <li>・H23年度 医務国保課から入手した文書(新あいち多文化共生推進プランに関係するもの)</li> <li>・H23年度 子育て支援課から入手した文書(新あいち多文化共生推進プランに関係するもの)</li> <li>・H23年度 児童家庭課から入手した文書(新あいち多文化共生推進プランに関係するもの)</li> <li>・H23年度 医療福祉計画課から入手した文書(新あいち多文化共生推進プランに関係するもの)</li> <li>・H23年度 環境政策課から入手した文書(新あいち多文化共生推進プランに関係するもの)</li> <li>・H23年度 防災危機管理課から入手した文書(新あいち多文化共生推進プランに関係するもの)</li> <li>・H23年度 私学振興室から入手した文書(新あいち多文化共生推進プランに関係するもの)</li> </ul> |



|   |                     |   |  |
|---|---------------------|---|--|
|   |                     |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・H23年度 文化芸術課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> <li>・H23年度 地域安全課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> <li>・H23年度 男女共同参画課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> <li>・H23年度 社会活動推進課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> <li>・H23年度 県民総務課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> <li>・H23年度 人事課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> <li>・H23年度 総務部総務課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> <li>・H23年度 企画課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> <li>・H23年度 警察本部教養課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> </ul> |
| 6 | 平成 27 年 3 月<br>27 日 | 平成 27 年 3 月<br>20 日付け 26 国<br>際第 708 号  | <p>国際課に対する開示請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H26年度 農林政策課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> <li>・H26年度 子育て支援課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> <li>・H25年度 子育て支援課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> <li>・H26年度 医療福祉計画課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> <li>・H25年度 医療福祉計画課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> <li>・H26年度 人事課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> <li>・H25年度 人事課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> <li>・H26年度 企画課から入手した文書（新あいち多文化共生推進プランに関係するもの）</li> </ul>                                      |
| 7 | 平成 27 年 8 月<br>13 日 | 平成 27 年 8 月<br>12 日付け 27 社<br>活第 1409 号 | <p>青少年保護育成条例により実施している事業の内容その結果がわかる文書</p> <p>H26年度（条例の担当者が管理しているもの）</p>   |

|    |                      |  |   |
|----|----------------------|--|---|
| 8  | 平成 27 年 8 月<br>25 日  | 平成 27 年 8 月<br>21 日付け 27 社<br>活第 1489 号  | 課長が社会活動推進に関して報告を受けた内容が記載されている文書（H26 年度のもの）  |
| 9  | 平成 27 年 11<br>月 25 日 | 平成 27 年 10 月<br>23 日付け 27 社<br>活第 1852 号 | 社会活動推進課に対する開示請求<br>・児童生徒が不登校になる原因、要因が記載されている文書（平成 25 年度～平成 27 年度）<br>・教員の児童生徒に対する暴力の事件に関する文書（平成 25 年度～平成 27 年度） |
| 10 | 平成 27 年 11<br>月 25 日 | 平成 27 年 11 月<br>19 日付け 27 社<br>活第 1985 号 | 社会活動推進課に対する開示請求<br>「青少年健全育成」の定義が記載されている文書   |
| 11 | 平成 27 年 12<br>月 18 日 | 平成 27 年 12 月<br>9 日付け 27 社<br>活第 2132 号  | 社会活動推進課に対する開示請求<br>裁判書類一式（答申 747 号に記載の裁判）   |

(審査会の処理経過)

| 年 月 日                     | 内 容                      |
|---------------------------|--------------------------|
| 2. 3. 5                   | 諮問                       |
| 2. 3. 25                  | 実施機関から不開示理由説明書を受理        |
| 2. 4. 2                   | 異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付 |
| 2. 6. 26<br>(第 596 回 審査会) | 不開示理由等を聴取及び審議            |
| 2. 7. 14<br>(第 598 回 審査会) | 審議                       |
| 2. 8. 11                  | 答申                       |